したがって、例えば、個人情報取扱事業者の営業担当者が、取引先を紹介する目的で、データベースとして管理しているファイルから名刺１枚を取り出してそのコピーを他の個人情報取扱事業者の営業担当者に渡す場合、受領した側の個人情報取扱事業者は確認・記録義務を負わない。

なお、本来であれば個人データに該当するにもかかわらず、確認・記録義務を免れる目的のために、あえて分断して形式的に「個人データには該当しない個人情報」として提供を受ける行為は、法の潜脱であり、確認・記録義務を免れることはできない。

②　判断時点

個人データには該当しない個人情報として提供を受けた場合、仮に、後に当該個人情報を個人情報データベース等に入力する等したときにおいても、法第26条の確認・記録義務は適用されない。

なお、受領後、受領者が当該個人情報を自己のデータベースに入力した場合には、入力時点から個人情報データベース等を構成する個人データに該当することとなり、法第19条から法第34条までの規定（法第26条を除く。）が適用されることに留意する必要がある。

③　①②を踏まえ、受領者たる個人情報取扱事業者に対しては、提供を受ける時点において、個人データに該当する場合に、確認・記録義務が適用される。

⑵　受領者にとって「個人情報」に該当しない場合

次の事例のように、提供者にとって個人データに該当する場合であっても、受領者にとっては「個人情報」に該当しない（当然に個人データにも該当しない。）情報を受領した場合は、法第26条の確認・記録義務は適用されない。

【受領者にとって個人情報に該当しない事例】

事例１）提供者が氏名を削除するなどして個人を特定できないようにしたデータの提供を受けた場合

事例２）提供者で管理しているＩＤ番号のみが付されたデータの提供を受けた場合

２－２－２－２　「提供を受けるに際して」

法第26条の確認・記録義務は、受領者にとって、「第三者から個人データの提供を受ける」行為がある場合に適用されるため、単に閲覧する行為については、「提供を受ける」行為があるとは言えず、法第26条の義務は適用されない。

なお、提供者たる個人情報取扱事業者が、個人データを第三者が利用可能な状態に置く行為は、提供行為に該当する。

また、口頭、ＦＡＸ、メール、電話等で、受領者の意思とは関係なく、一方的に個人データを提供された場合において、受領者側に「提供を受ける」行為がないときは、法第26条の確認・記録義務は適用されない。

３　確認義務（法第26条第１項・第２項、規則第15条関係）

３－１　確認方法（法第26条第１項、規則第15条関係）

個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受ける際は、当該第三者に対して、次のとおり確認を行わなければならない。この際、当該第三者は当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない（法第26条第２項。同項に違反した場合には法第88条により10万円以下の過料）。

３－１－１　第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（法第26条第１項第１号、規則第15条第１項関係）

法第26条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。（略）

⑴　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

規則第15条（第１項）

１　法第26条第１項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】

事例１）口頭で申告を受ける方法

事例２）所定の申込書等に記載をさせた上で、当該申込書等の提出を受け入れる方法

事例３）本人確認書類の写しの送付を受け入れる方法

【その他の適切な方法に該当する事例】

事例１）登記されている事項を確認する方法（受領者が自ら登記事項証明書・登記情報提供サービスで当該第三者の名称・住所・代表者の氏名を確認する方法）

事例２）法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。）の提示を受けて、当該法人の名称、住所を確認する方法

事例３）当該第三者が自社のホームページなどで名称、住所、代表者の氏名を公開している場合において、その内容を確認する方法

事例４）信頼性のおける民間のデータ業者のデータベースを確認する方法

事例５）上場会社等の有価証券報告書等を確認する方法

３－１－２　第三者による個人データの取得の経緯（法第26条第１項第２号、規則第15条第２項関係）

法第26条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。（略）

⑴　（略）

⑵　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

規則第15条（第２項）

２　法第26条第１項の規定による同項第２号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受ける際は、当該第三者による当該個人データの「取得の経緯」を確認しなければならない。

「取得の経緯」を確認する趣旨としては、提供を受けようとする個人データが適法に入手されたものではないと疑われる場合に、当該個人データの利用・流通を未然に防止する点にある。

仮に、適法に入手されたものではないと疑われるにもかかわらず、あえて個人データの提供を受けた場合には、法第17条第１項の規定違反と判断される可能性がある。

「取得の経緯」の具体的な内容は、個人データの内容、第三者提供の態様などにより異なり得るが、基本的には、取得先の別（顧客としての本人、従業員としての本人、他の個人情報取扱事業者、家族・友人等の私人、いわゆる公開情報等）、取得行為の態様（本人から直接取得したか、有償で取得したか、いわゆる公開情報から取得したか、紹介により取得したか、私人として取得したものか等）などを確認しなければならない。